



東みよし町議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法第74条第4項の規定に基づき、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月22日

東みよし町議会議長 榎山 幸一



- 1 日時  
令和4年3月1日（火曜日） 午前10時
- 2 場所  
東みよし町加茂3360番地  
東みよし町役場 三加茂庁舎 3階 議場
- 3 件名  
東みよし町庁舎統合増改築建設計画に関する住民投票条例の制定について
- 4 人数  
請求代表者 2名以内
- 5 意見を述べる時間（各陳述者の合計時間）  
20分以内